

鳥取県告示第282号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を平成24年4月13日から同月20日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治